

令和8年度 事業計画

1. 基本理念

「笑顔いきいき、心豊かに」

「笑顔いきいき、心豊かに」

笑顔は人の心を豊かにすることができる大きな財産です。

全ての人の心が豊かになるように、人間関係、信頼関係を構築しながら、心の通った暮らしを提供させていただきます。

「笑顔」＝「微笑み」とは、うれしさや、好意の表現、そして敵意を持たないことをあらわすために使われる言葉です。

2. 運営方針：[誰のために・・・何のために・・・]

[誰のために・・・何のために・・・]

私たちが提供させていただいている介護サービスについて常に初心にかえり、サービスの意義と目的の意識付けをもちながら実践すると同時に、計画・実践・振り返り・検証（P・D・C・A）を行いながら、ご利用者の最も要望される、サービスの構築に取り組みます。

(1) P・D・C・Aの実践について（計画性をもって取り組む）

・ P l a n : 計画する

目標を設定し、業務計画を作成します。解決したい問題や利用したい機会を見つけて理解を深めます。そして、目標における情報を収集し、解決策を考え、計画を立てる。

・ D o : 実行する

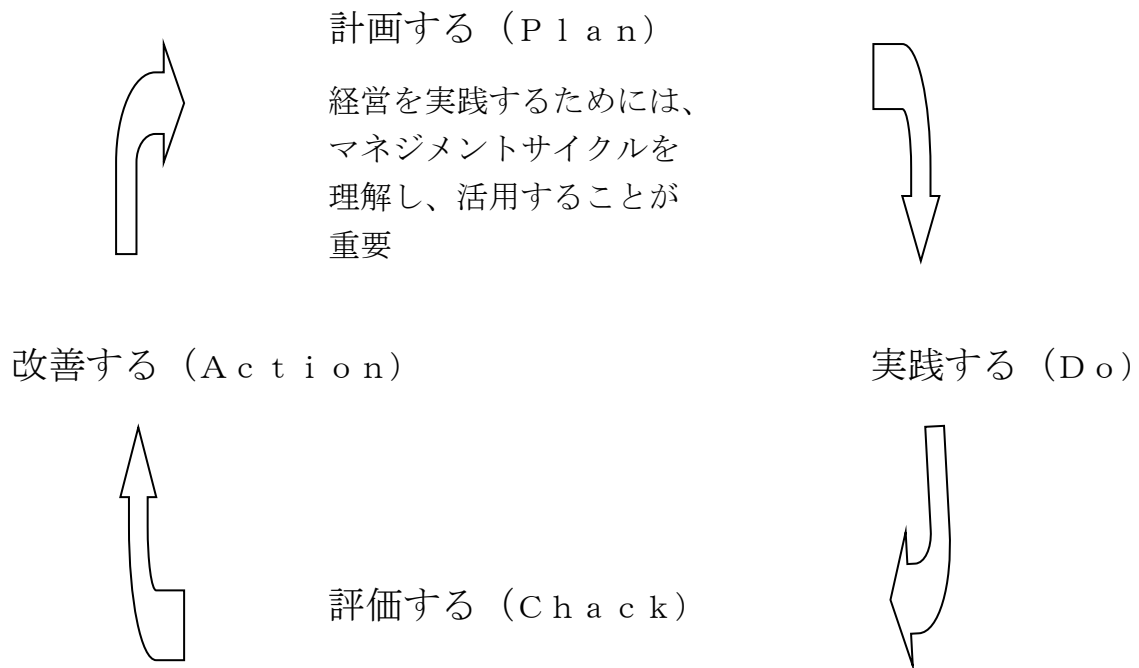
Pの段階で立てた計画を実際にやってみる段階のことです。問題を解決するための方法を見つけたら、少しずつ試してみましよう。試す際にはその方法が有効だったか、無効だったかを記録しておき、次の段階で使う。

・ C h a c k : 評価する

計画に沿って実行できていたのかを評価する段階のことです。この段階で試してみた解決策の結果をP l a n（計画）の時の予想と比較して分析し、解決策が有効かどうか評価する。

・ A c t i o n : 改善する

実施結果を検討し、業務の改善を行う段階のことです。Pで計画し、Dでテストをした結果を、Cで評価し、最後のAで実行する。



3. 「創意工夫」・「試行錯誤」・「臨機応変」の取り組み

介護サービスを利用される方々は時代に応じて個々のニーズも異なるため、必要に応じてサービスの提供内容の見直しや、新たな取り組みが求められてきます。サービス提供者として固定観念に縛られることなく、常に創意工夫・試行錯誤・臨機応変な対応を維持しなくてはなりません。そうした状況を鑑み、「変わらない信念を維持するためには、状況に応じて柔軟な考え方、姿勢が求められてきます。その言葉を簡略すると、変わらない信念・・・変われる勇気」ということとなります。私たちが提供している介護サービスは。「誰のために・・・何のために・・・」提供しているかということの基本として、再認識する必要があります。

私たちは個人であると同時に、社会福祉法人緑新会の組織人であります。取り組むべき課題等については常に共通認識し(価値観を共有すること:仲が良いとか、反発心で組織を批判しないこと)、新たな方向性を見だし、前に向かって進んでいきたいと考えています。

創意工夫

今までだれも思いつかなかったことを考え出し、それを行うためのよい方策をあれこれ考えること。
▽「創意」は新しい思いつき、今まで考え出されなかった考え。「工夫」は物事を実行するために、よい方策をあれこれひねり出すこと。

試行錯誤

新しい物事をするとき、試みと失敗を繰り返しながら次第に見通しを立てて、解決策や適切な方法を見いだしていくこと。▽「試行」は試しに行うこと。「錯誤」は誤り・間違い。

臨機応変

状況に応じた行動をとること。場合によって、その対応を変えること。▽「臨機」は事態にのぞむこと。「応変」は変化に応じる意。「機（き）に臨（のぞん）で変（へん）に応（おう）ず」と訓読する。

4. 「生活必需施設となるために」・・・

- 1 地域における・地域のための・地域に開かれた施設運営に取り組みます。
- 2 ご利用者と職員、家族との人間関係の形成に努め、ともに支えあう施設にします。
- 3 ご家族と地域と連携して、住み慣れた生活が継続できるように支援します。
- 4 「潤い」「親しみ」「ぬくもり」に視点を置き、信頼性と協調性、そして融和をもってチームケアに取り組みます。
- 5 地産地消を第一として、安心・安全な食材を使用し、心のこもった食事の提供を行います。
- 6 来苑いただいた方々、電話をいただいた方々が満足していただけるような対応、挨拶を行います。
- 7 すべての方々の要望にまず耳を傾け、出来得る最大限の情報の提供を行います。

5. 社会福祉法人緑新会職員としての心構え

★人材になるための7つの条件

- ・明るく、元気なあいさつができる。
- ・言われなくても、自分で考え、行動できる。
- ・人がイヤがることでも、進んで取り組める。
- ・常に「どうしたらできるか？」を考える。
- ・提出物等の納期を、きちんと守ることができる。
- ・ミスやクレームなどの報告を、すぐにできる。
- ・人が見ていなくても、手を抜かずに仕事ができる。

★報・連・相

- ・報告=義務
結果を先に、簡潔に！
長期の仕事は、中間報告を！
ミスやクレームは早く！
- ・連絡=気配り
面倒がらない！
「言ったか」ではなく、「伝わったか」を確認！
お礼は早く！
- ・相談=問題解決
あらかじめ、相談する内容を整理する。
ギリギリはダメ！余裕をもって相談を！

結果の報告とお礼を忘れずに！

★改善を意識して仕事をしよう

- ・もっと良くするには？を考えよう！
- ・仕事の目的を明確にしよう！
- ・すばやく実行しよう！
- ・やり方を工夫しよう！

★残業せずに仕事を終える7つの知恵

- ・残業は当たり前・・・という固定概念を捨てよう
- ・朝一番に、今日は〇時に帰る。と目標設定
- ・仕事の（提出物等）納期や目的を確認し、しっかり段取りをする。
- ・わからないことは、1人で抱え込まずに人に聞く！
- ・仕事中は、真剣勝負！ 無駄話や過度の休憩は御法度！
- ・残業は勝手にしない！ 必ず上司の承認をもらうこと！
- ・しなくていい残業は、あなたにとっても職場にとっても×

★5S！ これだけはやりましょう！

- ・整理=いるものと、いらないものを分け、いらないものを捨てること
- ・整頓=必要なものを、いつでも誰でも取り出せるようにすること
- ・清掃=ホウキと雑巾をもって掃き拭き、きれいにすること
- ・清潔=3S(整理・整頓・清掃)を維持すること
- ・躰（しつけ）=決められたことを、常に正しく守る習慣づけをすること

老人福祉施設は、わが国が豊で安らぎのある高齢社会とするために大きな役割を担っており、そこで働く私たちには、すべての国民から、大きな期待が寄せられています。この期待に応えるためには、関係法令を遵守するだけにとどまらず、利用者に対しノーマライゼーションと人権尊重の理念に基づき、専門的なサービスを提供する義務があり、社会の信頼に応えるために、公平・更正なサービスの実現に努める必要があります。私たちは、このような自覚と決意をさらに強固なものにするため、老人福祉施設で働くすべての人々が遵守すべき「老人福祉施設倫理綱領」をここに定めます。

6. 施設の使命等

1 施設の使命

老人福祉施設は、地域社会の支持を受けて、高齢者が地域で安心して生活を送ることが出来る拠点施設となることを使命としています。

2 公平・公正な施設運営の遵守

老人福祉施設で働く私たちは、高齢者の生活と人権を擁護するため、自己点検を強化し、公平・

公正な開かれた施設運営に努めます。

3 利用者の生活の質の向上

老人福祉施設で働く私たちは、利用者1人ひとりのニーズの意思を尊重し、可能性の実現と生活の質の向上に努めます。

4 従事者の資質・専門性の向上

老人福祉施設で働く私たちは、常に誠意をもって質の高いサービスが提供できるよう、研修・研究に励み、専門性の向上に努めます。

5 地域福祉の向上

老人福祉施設で働く私たちは、地域社会の一員としての自覚をもち、保健・医療等関連分野との連携を強化し、地域福祉の向上に努めます。

6 国際的視野での活動

老人福祉施設で働く私たちは、諸外国との交流を促進し、国際的視野に立ち、相互の理解を深め、福祉の増進に資するよう努めます。

7. 本年度取り組むべき重点的課題について

- 一 感染症及び災害発生（自然災害時を含む）を想定した基礎的訓練を定期的を実施する。すでに策定したBCPの見直し等の取り組みにつなげていく。
- 二 現に行っている事業について、利用率のアップを目指すと同時に、新たな利用者の掘り起こしを行い、安定した社会福祉事業の経営に結びつけていく。
- 三 介護保険法位置づけられる介護報酬単価について、情報を収集し、上記と同様に、経営の安定のための各種加算の取得に取り組む。
- 四 これまで電子申請に向けて3カ年の取り組みを行ってきた。これからも報告書の提出等も可能な限り、電子申請を行う。
- 五 ベッド稼働率の低下防止のため、医療機関及び各種サービス機関との情報交換を行い、連携に努める。収入予算として従来型特養96%、地域密着型特養96%、グループホーム95%、短期入所1日4名を目標とする。支出予算として、消耗品の節約に加え、節電・節水に努める。そのための代替えを検討する。
- 六 職員の資質向上のためのネットを活用し、研修やその他研修情報を継続して発信を行う。また一時期、新型コロナ感染等により、研修が集合型研修からオンライン研修へと移行してきたが、徐々に集合型研修へと研修内容も戻りつつある。今後計画性をもった研修に取り組む。

んでいきたいと考えている。(例：介護記録、移乗動作、BCP【業務継続化計画】等)、継続的研修として、

- ・リブドゥ研修会の開催
- ・メディパスアカデミーを活用した継続研修を就業時間内での学びの時間の確保
- ・資格取得に向けての自己研鑽に対しての支援。
- ・技能実習生等の受入について監理団体との信頼関係を構築し、実習生の不安等に対し、支援を行うと同時に、将来的な資格取得等に向けての支援を行っていく。

七 介護ロボットの導入

- ・介護機器等の老朽化及び、腰痛予防等の視点からも、新たな機器の導入及び、そのための各種補助金等の利活用のための情報の共有を行い、ニーズに適した機器の選定に努める。

八 施設設備等の改修等についての検討として

- ・非常時の際の発電機を電気からガスへ切り替えを視野にいれて
- ・従来型特養正面玄関の駐車場の舗装工事
- ・機器の老朽化に伴うエコキュート

九 職員確保についての取り組みとして

従来のハローワーク等を活用した募集のみでは採用にむすびつかず、更なる検討が必要だと強く感じている。そのためにはシルバー世代の働き方を含む、働き方改革が求められてくる。現在天草マッチボックス及びWワーク可能な対象者等の受入れも視野に入れて幅広い働き手の取り組みを行っていく。また、ホームページを有効活用し、採用情報を流す。

- 十 規程・マニュアル・内務規程等随時見直しを行う。(本年度は就業規則及び新たな給与規程の設定と同時に、評価基準を設定し、専門職及び一般職等の位置づけを設け、個人個人の働き方へのニーズの把握と、その支援を行っていく。)また業務の棚卸をすすめ、(業務時間コスト削減のために)些細な業務であっても常に時間のコストを考えます。

(7) 地域に開かれた施設を目指す

- 一 法人職員として、ご利用者はもちろん、家族・地域の方へ、心のある挨拶・対応を心掛ける。同時に、法人内に目配り、気配りをし、利用者・職員の状態に応じて、緊急時でも人的・物的対応ができるように努める。
- 二 低所得者への配慮
 - ・介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業等、低所得者に配慮した取り組みの実践を行う。
- 三 多様な社会福祉援助ニーズの把握
 - ・生活圏域における他法人との連携などの取り組み等も視野に入れて、地域の多様な援助ニーズを把握するような体制整備に努める。
 - ・地域の「福祉の総合相談窓口」として、多様な相談に応じる機能や、自組織では対応困難なケ

ースを適切な機関につなぐ機能も活かすように努める。

四 多様な主体との連携・協力

- ・他の社会福祉法人や社会福祉協議会及び保健・医療機関等さまざまな団体と連携・協働し、地域住民の生活の質の向上に向けた取り組みを行う。

五 地域を包括する公益的な取り組みの推進

- ・経営する社会福祉事業の周辺領域の対価性の少ない事業に対しても取り組みを行う。

六 地域を活性化する取り組み

- ・合同研修や共同行事の開催を企画するなど、地域の活性化を意図した取り組みを行う。

七 福祉に対する理解の促進

- ・地域住民を対象とする講演会・研修会の実施等を通じて、地域住民の福祉に対する理解を促進し、地域の福祉文化の醸成の取り組みに努めます。

八 地域の安全・安心への取り組み

- ・地域の各種福祉計画の策定への参画や行政、地域連携・協力のネットワークへの参加協力を行う。
- ・災害支援、行政との適切な連携のもと、災害時における積極的な支援活動への参画を行う。
- ・災害時の取り組みとして、福祉避難所の取り組みへの備え等、地域住民の安全・安心な生活の確保に努める。

九 利用者の生活の質の向上

- ・利用者一人一人のニーズと意思を尊重し、残存機能の活用を図るとともに、自己選択、決定の機会を設けることに努めます。

十 処遇の向上に努めます

- ・身体拘束及びリスクマネジメントへの積極的に取り組み、利用者又はその家族との信頼関係を密にし、更なる処遇の向上に努めていく。

十一 公平・公正な施設運営の遵守

- ・利用者の生活と人権を擁護するため、利用者とその家族の要望や意見を聞くことにより公平・公正な施設運営に努めていく。

地域について

開設当初からの法人の理念である、『施設は地域における、地域のための、地域に開かれた施設であること』を念頭として取り組みを行ってきましたが、高齢者を支える社会環境は変化をしています。

法人及び施設の地域における使命感は、ただ単に高齢者の方々の生活を支えるという視点だけではなく、社会の維持存続のための役割においても大きな意義が求められてくると考えます。

地域との関係の継続

・利用者の生活が施設やサービスの中で完結することなく、家族や知人・友人・地域住民との関係が継続、さらに促進されるように支援する。

- 一 感染症終息後の地域との諸関係の再開
- 二 在宅での生活を支えるサービス提供
- 三 家族や介護者等に対する支援
- 四 施設機能の活用
- 五 配食サービスの提供

地域における公益的な取組の推進

現在も取り組んでいる生計困窮者レスキュー事業も地域貢献事業の一環として、行政機関等からの要望も厚く、天草圏域においても対応件数は高い実績を示している。

公益的事業者社会福祉法人の指名であることを再認識し、今後一層前向きな取り組みとして対応を行うとともに、今後は複数法人間連携としても視野に入れ、取り組みを行う。

継続的な取組

(1) 職員の資質向上のための取り組み

- ①全国経営協主催等の研修会への参加。(集合型及びオンライン研修会)
- ②全国老施協及び熊本県老施協主催等の研修会への参加。(集合型及びオンライン研修会)
- ③民間企業主催等の研修会への参加。(集合型及びオンライン研修会)
- ④O J Tによる研修会の開催、(法人内研修)
- ⑤資格取得のための支援。
- ⑥現在まで行ってきた取り組みの見直しと再構築。

(2) 広報機能の強化

- ①ホームページと広報誌の充実をはかり、法人及び施設についての周知を充実させていく。
- ②説明義務をはたしていくと共に、支援者、協力者を得ながら事業を進めていく。

(3) 新規職員の採用に向けての継続的取り組み

①基本方針

法人の「基本理念」に共感し、その具現化を図る職員、そして「緑新会の目指す職員像」に近づくべく、常に努力する職員の獲得を目指す。

②重点目標

ア 人材の確保と定着

- ・多様な人材(外国人、高齢者、障がい者等)を雇用へとつなげる。特に、留学生及び外国

人技能実習生及び特定技能実習生の受け入れに向けた具体的な取り組みについて研究を重ねる。

- ・職員の職場定着に向けた労働環境や処遇面等の改善を進める。

(4) 法人運営

- ①理事会の開催（概ね、年3回～4回）
- ②定時評議員会の開催（年1回以上）
- ③顧問の社会保険労務士と協議を行い、就業規則及び諸規程の見直しと補助金等の活用。
- ④監査の実施
 - ・法人内監査
 - ・行政からの指導監査（本年度の実施は未定）

⑤公益事業への取り組み

- ・地域貢献活動等
- ・修学資金の活用等（人材育成）

(5) 取り組むべき優先課題

- ①事業所ごとのBCP（業務継続計画）の見直し等への取り組み
- ②自然災害等を想定した、地域と協働した訓練の実施
- ③認知症介護に係る研修への取り組み
- ④業務の標準化とマニュアルの確認と整備
- ⑤役割分担の履行（役割分担表を詳細に設定）
- ⑥関係機関との連絡調整
- ⑦感染症対策等を含む、各マニュアルの見直し

【法人役員・職員の能力向上の取り組みについて】

《社会福祉法人関係研修会》※出張報告は役員会において行う。

経営協研修会

福祉施設理事長会研修会

法人運営セミナー（制度改革対応セミナー）

生計困窮者レスキュー事業 CSW 養成研修会

熊本 DWAT 研修会

労務研修会

全国社会福祉施設経営者大会 等

《内部研修》OJT※研修内容は議事録により周知を行う。

事故対策研修

感染症対策研修

社会保険労務士による研修会（各種規定の見直し）

口腔ケア（協力歯科医療機関）

リブドゥ（オムツ交換等）

《外部研修》OFF-JT※出張報告は職員会議（全体会議）において行う。

※昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により参加を見合わせ。

特養施設長研修会（天特連含む）

【県内の大会、研修会等の開催】

（１）各種テーマ別研修会（年６回程度）

（２）熊本県老人福祉施設研究大会（未定 熊本市）

（３）熊本県介護保険施設連絡協議会研究大会（未定 熊本市）

※主催 熊本県介護保険施設連絡協議会（幹事団体：熊本県老人保健施設協会）

※共通のテーマ（報酬改定等重要事項）があった場合のみの開催。

【人材確保に関する事業】

（１）第５回介護フォトコンテスト

【九州及び全国の大会・研修会への参加】

（１）九州老人福祉施設職員研究大会（熊本大会：令和８年１０月１日～１０月２日）

（２）九社連老人福祉施設協議会施設長研修会（長崎大会：未定）

（３）全国老人福祉施設大会・研究会議（徳島大会：未定）

【その他の研修会等】

新会計基準研修会

人権同和問題研修会

熊本県宅老所・グループホーム連絡会天草支部研修会

熊本県ユニットケア基礎研修

介護労働安定センター主催の研修会

福祉職場OJT推進研修会

各事業所集団指導

天草地区特養連絡協議会会議

「たんの吸引研修」 等

生活相談員

◎ご利用者様の生活と人権擁護のため、一人ひとりのニーズと意思を尊重し、可能性の実現と生活の質の向上に向け、常に誠心誠意をもって職務を全うします。

◎ご利用者様とご家族にとっての安心安全な生活を大前提に、支援にあたる職員一人一人も安全で安心して務める事が出来るよう、創意工夫していきます。

1 相談支援、各種申請・手続きの代行

- ・入所、入居相談のみならず、様々な相談・ニーズに対して、創意工夫しできる方法を考え速やかに対応します。
- ・要介護認定の更新手続きをはじめ、種々の申請等について、本人・ご家族様の同意を得て手続きの代行をします。
- ・苦情の対応にあたっては、受付から相談・要望等まで幅広く真摯に対応し、苦情解決に努めます。
- ・事故報告（介護事故）については、発生後遅滞なく関係各機関に報告するとともに、再発防止のために必要な対策を委員会等と協力し講じていきます。

2 会議、委員会等の準備・開催・運営

- ・入所・入居判定会議、第三者委員会、運営推進会議等を定期的に及び、随時(必要に応じ)開催し、サービスの質の向上に努めます。
- ・各種委員会へ参加し積極的な提案を行い、委員会活動の充実を図ります。

3 技能実習生への支援指導

- ・介護技術のみならず、日本語学習や環境・文化に触れる事で日本での生活に馴染めるよう支援していきます。
- ・技能実習指導員、生活指導員との情報を共有し、計画的に技能実習を進めていきます。
- ・管理団体との連携を密にし、技能実習生の資格取得に向けた必要な支援を行っていきます。

4 地域交流、地域貢献活動の実施

- ・コロナ禍により希薄になった地域との交流や活動について、以前同様の活動再開に向け取り組んでいきます。
- ・地域の様々な行事等へご利用者と共に参加して行きます。
- ・介護サービスのみならず、地域からの様々なニーズに対して、臨機応変に最大限の努力と協力をしていきます。

5 その他

- ・非常時や災害時においても生活に支障をきたす事がないように、日頃からの準備・点検等を確実に実施し、不測の事態に備えていきます。
- ・介護支援ボランティアや実習生の受け入れらより、介護の担い手の育成に努めるとともに実習生等への助言・指導等を通して、自己研鑽に繋げていきます。
- ・保険者はもとより、地域包括支援センターや各居宅支援事業者、認知症地域支援推進員、社会福祉協議会等と連携協力し、権利擁護や高齢者福祉の進展に寄与できるよう努めます。

介護支援専門員

- ① 生活を支える様々な場面で、五感に働き掛ける事を意識した本人との面接・面談を繰り返し、得られた情報から真意を学びます。
- ② キーパーソンや主介護者であった家族との面接・面談を並行して行い、家族としての思いや願いを受け止めながら、本人の意思を適切に尊重していきます。
- ③ 本人や家族から得られた情報と意向を踏まえ、その実現へ向けた検討を行います。
- ④ 検討の際は、関係職種による総合的な意見交換の場とし、共通の方向性を定めていきます。
- ⑤ 要望や課題に対し、誰がどのように関わっていくか明らかにし、本人や家族の同意の上でサービス提供を開始していきます。
- ⑥ 施設サービス計画書の説明・同意は、本人自身の意識を高める機会でもあり、誰もが聞いて分かる表現で伝えていきます。
- ⑦ 実際に提供されたケアが意思（要望や課題）を満たしているか、ケア内容の変更や調整は必要ないか、定期的に確認しながら評価していきます。
- ⑧ 入居後の経過で生じる様々な変化に対し、家族への定期・随時の報告と、その過程に於ける専門的な説明・助言を関係職種との協働によって適切に示していきます。
- ⑨ 様々な課題を抱える在宅生活に於いて、入居待機者の現状把握と、そこに準じた所で受け入れ能力を高めながら、包括的・柔軟性あるサービス提供によって地域を支えていきます。（誰もが頼れる存在で在り続ける）
- ⑩ 一人ひとりにあった自立や自律の在り方を考え、それぞれの願いや思いが何かの形として成り立つ過程を大切にしていきます。
（自宅への外出や、友人・知人方との再会、その他楽しみにされていた出来事等）
- ⑪ 今は出来なくても再び出来るようになるかもしれない相手への信頼ある働き掛け、分からなくなってしまった事であっても、伝わる伝え方の工夫によって思い起こせるかもしれない可能性、常に意識しながら入居者様との関わりを深めていきます。
- ⑫ 各種クラウドを活用しながらケアマネジメントの質を高めていきます。

機能訓練指導員

（機能訓練指導員）

- ① 動かせる範囲や頻度はわずかであっても、毎日の生活の中で続けていく事の大切さ（価値観の受け止めと尊重）を意識的に高めていきます。
- ② 本人が不自由や苦痛に思われる症状に対しては、直接的な手技や物理療法、医療との関わり合いによって緩和を図っていきます。
- ③ 人生の歩みが想起出来るコミュニケーションを続け、その過程から身体を動かす目的意識を明確にしていきます。（自然に動きたいと思う気持ちへ）
- ④ 結果を焦らず本人が周囲の状況を理解し、動作へ移行出来る過程を待ちながら、広い視野で見方を変え、経過を確認していきます。
- ⑤ 目標を大きく捉えず、わずかでも新たに出来た喜び、出来そうな動作への積極的な働き掛けを大切にしていきます。
- ⑥ 動き出したくなる住環境として、本人にとって良き印象となる空間作りと、不便に感じられる

動きが補える家具・介護用品を整えていきます。

- ⑦ 自分の意思で起こす行動によって何かを実現させたい、あるいは自分で出来なくても何とか実現させたいといった目標を人生の歩みの中で位置付け、機能維持・回復訓練に対する目的意識を高めていきます。実施に於いては方向性を明らかにする為、定められた実務によって効果的な支援を継続させていただきます。
- ⑧ 日頃から自宅や地域との関わり合いを意識する事で、開放的な気持ちで心身へ働き掛け、施設から出る生活が普通で在り続ける過程を支援していきます。
- ⑨ 入居されるまでの人生の歩みで楽しまれてきた娯楽、暮らしに必要な衣食住に対する働き、四季が感じられる創作活動等を暮らしに取り入れ、心から喜び合える関わりの中で最高の笑顔を引き出していきます。
- ⑩ お互いが思い出に残るような印象的な関わりこそが、「出来る」に変わるきっかけであると思います。
- ⑪ LIFE等の活用によりPDCAの在り方へ新たな視点を加えながら整えていきます。

医務・看護課

基本方針 「生活環境にあった医療の充実」

ご利用者様の心に寄り添って安心した暮らしとなるように支援します。

サービスの提供にあたり、今後ますます医療との関わりが重要となります。

事業所としてまたは法人全体として医療を総合的に考える必要があります。

よって、その人の「生活環境にあった医療の充実」を方針とします。

事業方針 「本人様にあった医療の充実」

事業内容

- ① 日常の関わり合いや介護職員からの情報をもとに、発信される心身の状態把握に努めます。
- ② ご利用者様の思いを聴き、推し量り、非常勤医師・介護職員及び施設の他職種のスタッフとの連携により、安心できる暮らしを支援し、異常の早期発見に努め、不安の軽減や苦痛の緩和に繋げることを目指します。
- ③ 医療的な観点も考慮しつつ、出来る範囲で望まれる生活へとつなげていけるよう支援します。
- ④ 看取り指針に基づく看取りケアへの取り組みを視野に入れた体制の構築に努めます。
- ⑤ 感染症等発生時（インフルエンザ・新型コロナウイルス・ノロウイルス等）には早急な対応及び状況によって非常勤医師や産業医の見解や助言に基づき対応を行っていきます。
 - ・手洗い・アルコール消毒等の励行を働きかけ、外部からの侵入を防ぐように努めます。
 - ・皮膚の保清・体位の工夫について介護スタッフへ助言・協働していきます。

・産業医等との連携を行い、予防に努めます。

- ⑥ 胸部X線撮影（結核検診）や非常勤医師の回診、指示により必要に応じて支援します。
- ⑦ 月末には定期的な備品管理（棚卸）を行い、医務室内の整理整頓に努めます。
- ⑧ 医療機関の受診後はケア記録に残し、また、次回の受診予定日が決定した場合には、受診予定表に記録を行い、確実な申し送りを行います。
- ⑨ 医療機関への入院等が発生した場合は、サマリー等により医療機関への情報提供を行いません。
- ⑩ 内服薬等管理に関して、誤薬事故の発生がおきないように再三のチェックを行います。
- ⑪ 月 1 回、又は非常勤医師の指示により体重測定を行い体調管理へとつなげます。
- ⑫ 各委員会等との協議において必要に応じた職員研修の開催を行います。

特養従来型介護支援課

1. 明るい笑顔と挨拶で、話しやすく親しみやすい風通しのよい環境を作り、優しく寄り添った対応を心がけます。
2. 安心して暮らせる生活を支えるために『考え』『計画』『実行』『評価・検証』（PDCA）のサイクルをもって援助します。
3. ルをもつて援助します。
4. 取り巻く環境で信頼し合える関係性を構築し、傾聴する力を備え、発信された情報の共有と出来る限りの受容に努め、様々な方向性を柔軟に考え、職員同士で確認し合い、不適切なサービスとならないよう、よりよいケアへと繋げます。

一 排泄、入浴、食事など日常生活について（状況に応じた援助）

排泄、入浴は、プライバシーに配慮し、ご利用者様一人ひとりの身体機能や心身状況に合わせて最も適した方法で援助し、介護ロボット等を活用したご利用者様や職員の負担軽減を図り事故の発生がないように留意します。

食事は、嚥下状態や摂取状況に応じて器や食事形態などの変更も各職種と共に協働、検討します。そして楽しみのある食事へとつなげていきます。

二 年中行事で季節を感じ、楽しんでいただく機会をつくり地域で行われるさまざまな行事に、利用者の個別的状況に配慮しつつ、参加できるような支援を行います。

三 日常の些細な疑問や違和感を覚える事については、職員や施設の他職種のスタッフ間で発信し、検討を行い、職員の感受性を高め、より良いケアへとつなげます。

四 「普段と違う状態」と感じた際には、スタッフへと発信し、協働し対応に当たります。

五 よりよいケアを目指すため、柔軟な思考で多方面から向き合い発信力、検討力を培い高めていきます。

六 ジョブメドレーアカデミーを活用して個々のスキルアップに努めます

短期入所生活介護

在宅生活継続の為に、出来る範囲でご自宅での生活に準ずる日常・介護をケアプランに沿って提供します。本館介護課及び他関わる職員で個人情報共有しケアの統一・実践につなげていきます。

- ・持参された服薬、外用薬についてはケアプランや日常に沿って、必要な場合は看護課で管理し、服薬の援助を行います。
- ・持参された荷物(衣類)は、入退所時に記名や種類、枚数などをチェックし、退所時に不足がないようにします。
- ・機能訓練として日常生活を送りながら、取り組んでいただくよう支援します。
- ・できる限り在宅での生活を継続できるよう、家族や介護者の負担感を軽減できるような支援を行います。
- ・災害時、福祉避難所として地域住民の安全・安心な生活の確保に努めます

地域密着型介護支援課

基本方針 「“その人らしさ” “寄り添う心” を大切に」
「誰のために…何のために…」

私たち人間は、生まれた環境・育った環境・好み等一人ひとり違います。その方に寄り添い声を傾聴・理解し、その人らしさ個性を大切に、これまでの暮らしの継続が出来るよう関わらせていただきます。

事業方針 「入居者様の暮らしのお手伝い」

事業内容

① 入居者様一人ひとりの身体的・精神的状況に応じたその人らしい生活の実現。

1. 食事：一人ひとりに応じた食事形態・量・時間・嗜好を大切に食事の提供を行います。
2. 排泄：排泄の援助は、一人ひとりの排泄パターンに合わせて対応します。
排泄意が出にくい方でも可能な方にはトイレに座っていただき出来るだけ自然に排泄ができるようお手伝いさせていただきます。
3. 入浴：一人ひとりの身体状況に応じた入浴方法で、プライバシーに配慮しマンツーマン入浴

を行います。

- ② 生活環境作りについては、居室には家で使用されていた馴染みの家具や愛用品、思い出の品、ご家族との写真等を持ってきていただいて家庭からの暮らしの継続に努めます。
- ③ 余暇活動では、生活の目標や生きがいとなるよう四季折々の行事や個別活動の充実を図ります。日常生活の中で花や野菜作り、収穫を通して季節を感じていただき、旬の食材を使った郷土料理や昔ながらのおやつ作り等を楽しんでいただけるよう努めます。
- ④ 家族との関わりについては、面会の際には入居者様の状態や日々の生活の様子を報告を行い、ご家族様からも気軽に声をかけていただけるような風通しのよい雰囲気作り、信頼関係の構築に努めていきます。
- ⑤ 地域との関わりについては、運営推進会議の機会を通して、地域への情報開示・情報交換を行い、地域の方からの助言や要望を日々の支援に活かしていきます。
- ⑥ ユニットケアや認知症に関する学習会を定期的実施し、理解を深めることで専門性の向上に努めます。また、ジョブメドレーアカデミーの研修を受講し職員個々の知識や技術の向上に努めて、その人らしい暮らしができるよう支援します。
- ⑦ 事業継続計画(BCP)を作成・理解し、不測の事態が起きた場合に備えます。

栄養管理課

法人の理念・基本方針に基づき利用者様一人一人の生活を尊重し、その人らしい暮らしの継続を支援します。

[基本方針]

『誰のために・何のために』を常に意識した介護食の提供。
利用者様の尊い生命を預かっていることを自覚した衛生管理の徹底と「おいしい食事は健康の源」を念頭に給食サービスの充実を図る。

[事業目標]

食に対する興味や楽しみを感じて頂けるような食事の提供に努める。多職種や委託会社との連携で栄養や利用者様一人一人の身体状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供する。
また、利用者様の摂取機能に合わせて食事の見直しを行うことで1日でも長く経口摂取し幸せを感じて頂けるような食事の提供に努める。

[事業内容]

1. 調理法の統一

- * 委託会社と連携を充実させ業務を効率的に行う。
- * 多職種・委託会社で食事についての検討会を行う。(1回/月)
- * 療養食の把握に努める。
- * 利用者様お一人お一人の健康状態に合わせた食事の提供。
- * 嗜好調査の実施で、利用者様の希望に合うような食事の提供。

2. HACCPの概念に基づき衛生的かつ効率的な業務運営

- * 大量調理施設マニュアルに則った衛生管理の実施を行う。
- * 厨房職員の衛生管理・体調管理の徹底に努める。
- * 適温・適時給食の徹底に努める。

3. コミュニケーションの充実

- * 日々の連絡や会議等を利用し日常的な情報共有の徹底。

4. 地域に開かれたサービスの提供

- * 配食サービスの提供を行う。
- * 「食」に関する情報の提供に努める。(広報誌)

5. 楽しみある、安心、安全な介護食の提供

- * 行事食や季節の食材を使用した食事の提供を行う。

年間行事予定表

月	行事食
4	開苑記念祝い膳
5	端午の節句ご膳 母の日ご膳
6	父の日ご膳
7	七夕ご膳 土用丑の日
8	精進料理
9	敬老の日 秋分の日
10	別館開設祝い膳
11	
12	クリスマス
1	おせち 七草粥
2	節分
3	お雛様ご膳 春分の日

6. 委託会社との連携を充実させ非常時の対応や日常業務についての意見交換を行い業務の質向上に努める。

7. BCP作成について・・・地域を交えた避難訓練で非常食を使用した炊き出しを行う。また、備蓄飲食料の見直しを行う。

グループホームしんわ

基本方針 「自宅で過ごされるような居心地の良さの追及」

グループホームしんわの基本理念である「ゆっくり・一緒に・楽しく」を念頭に、入居者が住み慣れた地域で「もう一つの我が家」と感じて頂けるように、入居者が過ごしやすい環境を整え、真心のある介護を提供し、入居者様一人一人の想いを実現できるように努めます。入居者様の毎日の生活がゆっくりと、他者との関わりを持ちながら、楽しく過ごして頂けるように支援していきます。

事業方針 「その人にしかできない暮らしのお手伝い」

事業内容

1 自立支援に向けた取り組み

① 入居者様一人一人の心身の状況に応じた認知症ケア

- ・ 食事：主治医の健康管理のもと、入居者様の健康に配慮し、栄養バランスのとれた食事を提供します。また、入居者様の状態や好みに応じて個別に対応し、季節感や特別感を味わっていただけるような食事提供を目指します。
- ・ 排泄：入居者様の状態に応じて適切な排泄ケアを提供します。明確な排泄意がない場合でも、入居者様の排泄パターンを把握することで、スムーズな排泄支援となるように努めます。
- ・ 入浴：入居者様の健康状態や要望に沿った入浴支援を実施し、身体の状態に応じた清潔保持を行ないます。
- ・ レクリエーション等を定期的で開催し、入居者様が刺激のある生活を送って頂けるよう支援します。
- ・ 日課の調理や洗濯物たたみ・掃除など、入居者様一人一人に合った役割を担って頂けるように支援します。

② 入居者様の意思を尊重する

- ・ 介護サービス提供する上で「気付き」「検討」「行動」「振り返り」の全てに「心」を伴うことが大切であり、グループホームしんわが大切にしている理念の一つです。入居者様の些細な言動に気付き、入居者様の気持ちを尊重し、入居者様自身の意思に基づいた行動ができるよう支援していきます。
- ・ 入居者様自らが考えて行動できるように、入居者様の動線を意識し、快適に過ごして頂けるような環境を整えます。

③ チームケアの実施

- ・ グループホーム会議、ケース会議、ヒヤリはっと検討会議、その他会議を開催し、申し送り帳や法人ネットワークを活用し、情報の共有と統一したサービス提供ができるように努めます。
- ・ 職種間、他職種間、他部署との連携を図り、ケアの多様性を高めます。

④ 生活環境の充実

- ・ 既存の生活からグループホームに入所することで生じる、生活環境の変化の差を緩和できるように、使い慣れた家具などを使用して頂き、「生活の継続」を目指します。
- ・ 入居者様の住環境は常に整備・保全（点検・修理・交換）に努め、清潔で快適な生活空間を作ります。

⑤職員の資質向上

- ・ 法人研修及び部署内研修を定期的実施し、法令遵守の重要性に対する理解度の向上を図ります。また、個別にジョブメドレーアカデミーのオンライン研修への受講を通して、必要な技術や知識の維持向上を目指します。
- ・ 具体的な事例演習を通じた、虐待（考察）・事故・苦情・利用者の状態急変・感染症が発生した際の職員の対応力の向上を図ります。また、入居者様の状態チェックを徹底し、小さな変化でもすぐに気付ける環境を整えることでも、虐待防止への抑止力につながります。
- ・ ストレスケアの実施による職員のストレス軽減を図り、職員一人一人が相手を思いやる心を大切にすることで、良好なチーム関係作りに努めます。

⑥家族との連携

- ・ 御家族様が気軽に相談できる関係作りや、面会時には感染症に配慮した環境を整えます。
- ・ 定期的に入居者様の状態及びサービス提供状況の報告と、サービス方針の相談を行ないます。
- ・ 介護計画には入居者様のニーズと御家族様の意見を反映し、統一されたサービス提供ができるよう支援します。

⑦地域との連携

- ・ 運営推進会議を2ヶ月に1回開催し、地域への情報開示および情報交換を行ないます。さらに会議での助言や要望を支援内容にサービス提供に活かしていきます。
- ・ グループホームしんわが地域資源の一つとしての機能を発揮するために、地域交流を大切に、少しずつ活動を広げていくことで、地域に根差した事業所と認識してもらえるように努めます。
- ・ 感染対策を徹底し、入居者様が定期的に外出できるよう支援を行ない、地域との交流を維持するよう努めます。

生計困難者に対する相談支援事業

地域福祉の充実のために、地域で生活課題を抱える方の相談に対し、関係機関のパイプ役を含めて、課題の解決に努めます。

- ① レスキュー事業は迅速な対応が求められてきます。施設長の可否判断に基づき適切かつ迅速な初期対応ができるよう努めます
- ② 社会資源の活用手段を学び、つなげていきます。

安全対策委員会

- ◆実施主体：施設長を中心とする各部署・事業所の代表者
- 開催頻度：1回／2ヶ月 企画調整会議終了後に開催
- 検討内容：介護事故防止委員会による活動状況の確認
災害への備えに関する検討・確認
職員の安全衛生に関する把握と確認
公用車・通勤に関わる車両の使用・取扱いについて
建物・設備機器に関する管理

これらを絶対に無くすというよりも、困った事が起こらないように備えていく、あるいは、起こった出来事へ対処出来る力を高めていきます。
全体の育成・周知については、職員会議の場を活用していきます。

感染症対策・労働衛生委員会

- ◆実施主体：安全衛生管理者(施設長)を中心とし、産業医の協力のもと各部署・事業所の代表者
- 開催頻度：1回／1ヶ月 第1火曜日 13時15分開催 (偶数月は産業医出席)
感染症発生時は臨時に行うことがある。

- 検討内容：職員労働安全衛生に関する全般
- ・感染症対策
 - ・産業医の巡視及び講話
 - ・職員健康診断・腰痛問診・メンタルヘルスチェック等
 - ・労災・ヒヤリ対策
 - ・衛生委員会の活性化へ向けた検討会
 - ・感染症・BCP マニュアル確認変更

産業医の指導の下、代表者で職員の労働環境の改善の為に意見を出し合っていきます。
感染症に関するマニュアル・BCPに関するマニュアルの検討を行います。

身体拘束廃止（高齢者虐待防止）委員会

- ◆実施主体：施設長を中心とする各部署・事業所の代表者
- 開催頻度：1回／2ヶ月 企画調整会議終了後に開催

私達は当法人をご利用される全ての高齢者の方々の権利と尊厳の保持を当然の事として支えて

いきます。入居施設だけでなく、自宅に於ける養護者への支援や職員教育も並行しながら行い、全てが整う努力を重ねてまいります。

具体的には、1回／2ヶ月の検討会議によって、法人全体のサービスの在り方について評価し、配慮が十分でない部分については改善を施していきます。

全体の育成・周知については、職員会議の際に継続していきます。

その他、職種毎の役割りや活動の在り方については、別途指針に定める通りとします。

防災・防犯関係

① 基本方針

防災における対策として、消防署等との連携を図り、危機管理対策について速やかな対応を図っていく。また、災害時における福祉施設のあり方（非常食の見直しや福祉避難所等）を考え、必要な整備をすすめる。また障害者施設殺傷事件を受けて、具体的名目凹版対策及び防犯管理体制の構築を目指していく。

② 重点目標

ア 自然災害を想定した法人全体での対応マニュアルの策定と訓練の実施

- ・自然災害を想定した対応マニュアルを検討、作成し、マニュアルを基にした訓練を実施する。

イ 防犯用品の整備を進める

- ・非常食だけではなく、防災で必要な用品の整備計画を作成、購入する。

防災訓練計画

令和8年度防災訓練計画

月	内容			
4	班の編成確認	自主点検表の作成	緊急連絡網の確認	
5	今後の訓練実施について			
6	機器の取り扱いについて	通報訓練の計画		
7	通報訓練			
8	避難訓練の計画			
9	避難訓練（夜間想定）			
10	避難訓練の反省			
11	BCPによる炊き出し訓練計画			
12	BCPによる炊き出し訓練			
1	避難訓練の計画			
2	避難訓練（夜間想定）			
3	反省			

介護事故防止対策委員会

介護事故防止対策委員会（毎月第3火曜日又は随時）

1. ヒヤリ・はっと報告書や事故報告書、また、ビデオの分析などから対策を協議することで、再発・未然防止に取り組みます。
2. 四半期毎に委員会を開催し、事故及び苦情等に関する経緯や対策について、「苦情のための第三者委員会」において報告を行います。
3. 5S（整理・整頓・清掃・清潔・習慣）活動に取り組み利用者様・職員の事故や労働災害の防止を図ります。
4. 必要に応じて研修を実施します。
 - ① 小さな変化や異常に対する「気づき力」を高めるための研修
 - ② 介助方法の種類やその見直し、介助用具や介助機器（介助ロボット）についての研修
 - ③ その他の研修（要望等）
5. 各部署のラウンド（巡視）を継続します。危険な場所については整理整頓と職員への周知を行い、事故等の防止を図ります。

・備考

ヒヤリはっと及び事故発生時に、各フロアにて解決できない場合は、委員会でも話しあう。事故発生後の『再発防止対策及び経過報告書』は状況に応じて提出する。